

議案第 8 号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 6 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、課税限度額が引き上げられたことから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）課税限度額の引上げ（第 2 条及び第 2 1 条の改正規定）

区分	改正後	改正前
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	2 4 万円	2 2 万円

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

（2）適用区分

改正後の条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。